

(様式第2号)

平成25年度第11回 芦屋市情報公開・個人情報保護審査会 会議要旨

日 時	平成26年2月27日(木) 15:00 ~ 17:00
場 所	北館2階 第3会議室
出席者	会 長 芝池 義一 委 員 大月 一弘 委 員 岩本 洋子 委 員 武田 雄三 委 員 伊藤 明子 欠席委員 大久保 規子 事 務 局 田中課長, 吉田係長, 池澤主事補, 山西主事補
事 務 局	文書統計課
会議の公開	<input type="checkbox"/> 非公開 <input checked="" type="checkbox"/> 一部公開 会議の冒頭に諮り, 出席者5人中5人の賛成多数により決定した。 〔芦屋市情報公開条例第19条の規定により非公開・一部公開は出席者の3分の2以上の賛成が必要〕 <非公開・一部公開とした場合の理由> 議題アからオの異議申立ての案件については, 個人情報等が含まれているため, 非公開とする。
傍聴者数	0人

1 会議次第

- (1) 委員長挨拶
- (2) 一部公開の決定
- (3) 議題

ア 平成25年1月9日付け芦固審発第109-1号公文書不存在決定処分に係る異議申立て(平成25年3月4日付け)について

イ 平成25年1月10日付け芦総課第3816号公文書部分公開決定処分に係る異議申立て(平成25年3月9日付け)について

ウ 平成25年4月12日付け芦固審発第3-2号公文書公開決定処分及び同日付け芦

固審発第3-3号公文書部分公開決定処分に係る異議申立て（平成25年5月28日付け）について

エ 平成25年9月19日付け芦総課第2134号公文書不存在決定処分に係る異議申立て（平成25年11月14日付け）について

オ 平成25年12月19日付け芦総課第3040号個人情報不存在決定処分に係る異議申立て（平成26年1月12日付け）について

カ 「臨時福祉給付金」支給のための個人情報の提供について

2 提出資料

資料1 「簡素な給付措置について」

3 審議経過

開会

(1) 平成25年1月9日付け芦固審発第109-1号公文書不存在決定処分に係る異議申立て（平成25年3月4日付け）について

ア 事務局より説明を行った。

イ 不存在決定の妥当性について審議し、答申（案）について検討した。

ウ 継続審議とした。

(2) 平成25年1月10日付け芦総課第3816号公文書部分公開決定処分に係る異議申立て（平成25年3月9日付け）について

ア 次回審議とした。

(3) 平成25年4月12日付け芦固審発第3-2号公文書公開決定処分及び同日付け芦固審発第3-3号公文書部分公開決定処分に係る異議申立て（平成25年5月28日付け）について

ア 事務局より説明を行った。

イ 公開決定及び部分公開決定の妥当性について審議を行った。

ウ 継続審議とした。

(4) 平成25年9月19日付け芦総課第2134号公文書不存在決定処分に係る異議申立て（平成25年11月14日付け）について

ア 次回審議とした。

- (5) 平成25年12月19日付け芦総課第3040号個人情報不存決定処分に係る異議申立て（平成26年1月12日付け）について

ア 次回審議とした。

- (6) 「臨時福祉給付金」支給のための個人情報の提供について

(芝池会長) 議題6について、事務局の説明をお願いします。

(田中課長) 議題6は、臨時福祉給付金支給のための個人情報の提供についての諮問です。

諮問の内容は、平成26年4月1日から消費税が8%へ引き上げられることに伴い、低所得者に与える負担の影響に鑑み、適切な配慮を行うため、暫定的・臨時的な措置として、臨時福祉給付金が支給されます。

この事業は、平成26年1月1日時点で芦屋市に住民票がある方、住民基本台帳に記録されている方で、かつ平成26年度の市民税が非課税の方、ただし、市民税が課税されている方の扶養親族となっている方、そして生活保護制度内で対応される被保護の方等は除かれます。

給付額は、給付対象者1人につき1万円、これについて加算措置がありまして、給付対象者のうち各種年金・手当等の受給者については、1人につき5千円の加算があります。今回の諮問は、この加算対象者を把握するため、現在各所管課が保有している情報を目的外利用する必要がありますので、個人情報保護条例第14条第2項第6号により審査会に諮問するものです。

目的外利用する個人情報の対象となる手当は、諮問書の「1 目的」の①から④までです。こども課が所管する児童扶養手当、障害福祉課が所管する特別障害者手当、障害児福祉手当及び福祉手当の経過措置分であり、これらの受給者情報を目的外利用することになります。

提供する情報の内容は、読み仮名を含む氏名、生年月日、性別及び住所の4情報になります。

情報の提供方法については、電子データにより臨時福祉給付金の所管課へ提供します。実際に給付の事務を行う臨時福祉給付金の所管課は、地域福祉課になります。各手当の所管課が管理しているシステムから抽出した受給者の情報を、電子データ化して、それを地域福祉課へ提供するということになります。

臨時福祉給付金支給業務については、厚生労働省の簡素な給付措置支給業務室から各市町村の担当者宛に、「臨時福祉給付金支給の準備作業における関係リ

ストの作成及び情報提供について」という題の事務連絡があり、例えば、障害児福祉手当、特別障害者手当及び経過的福祉手当の受給者について、市及び福祉事務所を設置する町村の障害児福祉手当等担当課は、管内の情報リストを作成し、当該市及び町村の臨時福祉給付金担当課に提供することとされており、全国的に同じ処理になるかと思えます。

また、加算措置の対象となる年金・手当等の受給者に関する個人情報の取扱いについては、「当該市町村の一般的な個人情報の取扱いに応じ必要となる手続を行うことになる。例えば、個人情報の目的外の利用について、当該市町村の個人情報保護審議会への諮問等の手続を要求している場合には、当該手続を行うこととなる。」と連絡があり、これに従って今回諮問をさせていただいています。

本日は、支給事務を担当する地域福祉課、個人情報を提供する側のこども課及び障害福祉課、各課長が御説明させていただくために控えておりますので、よろしく願いいたします。

(芝池会長) それでは、諮問実施機関及び関係機関の意見を聴きましょう。

(武田委員) 質問ですが、児童扶養手当等の受給者の個人情報はどうに取得されているのですか。

(長岡課長) 各手当の給付を受けるための申請をしていただき、各所管課で個人情報を管理しています。

(芝池会長) 臨時福祉給付金の対象者本人が臨時福祉給付金の受給申請の際に、加算対象者であることを証明すれば、今回の目的外利用は不要ではないですか。

(長岡課長) 今回の業務については、国から加算措置の対象となる受給者については、1月から2月の段階で当該受給者リストを作成し、給付金担当課に提供するよう事務連絡がありました。迅速かつ適正、正確に支給業務をするためにも事前に情報を提供していただくことが必要です。

(芝池会長) 迅速かつ適正、正確という部分を具体的に説明していただけますか。

(長岡課長) 事前に情報を入手しておくことで、加算対象者より申請書が提出された際に、チェック機能が働き、加算措置の対象者漏れを十分防ぐことができます。申請書の様式は決まっていますが、例えば児童扶養手当の受給者欄にチェックがなかったとしても、申請の段階で気付くことができます。

(芝池会長) 受付窓口において、本人に加算対象者に該当するかどうかを確認することは

できないのですか。

(長岡課長) 今回の臨時福祉給付金の支給対象は、1万7,000件で、加算対象が9,500件でございます。申請の度に、関係各課に加算対象者で間違いないか照会することは事務に著しく支障を来たし、また、市民サービスの観点からも合理的ではありません。

(岩本委員) 臨時福祉給付金は申請しないといただけないのですか。

(長岡課長) はい。原則は申請です。何らかの形で申請書をいただく必要があると思います。臨時福祉給付金に該当している可能性が高い非課税者の方に、郵送により申請書を送付して通知を行う予定です。

(伊藤委員) そうすると、課税課が保有する個人情報をも地域福祉課に提供することになり、別の目的外利用の問題が発生しませんか。原則対象になる平成26年1月1日時点の非課税者のリストが申請書を郵送する該当者の基準になるとは思いますが、その利用についてはどうお考えですか。

(長岡課長) 国において、本業務について、税情報は地方税法22条の守秘義務により目的外利用できないという見解があります。本業務に関する法律があればいいのですが、法律はありません。最近の国からの情報ですが、税情報の保有課が給付金支給該当者へ通知をする方法が考えられています。この方法であれば、目的外利用の問題を解決することができます。

各市とも詳細は未定ですが、例えば、6月頃に確定した市民税の課税データを利用して、税情報を保有する課が非課税者に対して、「非課税ですので臨時福祉給付金の対象になる可能性があります。」というような文書を送付します。

また、非課税者情報を利用せずに申請書を全戸配布する方法もありますが、申請書を全戸配布する方法は、全体の約5分の4が対象外となることから現実的ではないです。

今後、国の方から最新情報があると思いますが、現時点では前者の方法になると考えています。

(大月委員) 非課税であることの確認が臨時福祉給付金の受付窓口においても必要と思いますが、非課税者のデータが地域福祉課には渡らないのですか。

(長岡課長) 給付対象者に申請書を提出していただく際に、本人から税情報を見てもよいという同意を得ます。同意がなければ、本人から非課税の証明書を提出していただくことになると思います。

(武田委員) 給付対象者に給付する時期について教えてください。時間的に余裕があれば、個人情報をも目的外利用せず、本人から情報を受けることも可能ではないですか。

(長岡課長) 税の非課税情報が確定するのが6月頃ですので、それ以降の7月、8月に給付の受付を開始するスケジュールになるかと思います。今回の給付についても申請の期限が決められることとなりますので、3か月から6か月の申請期間内に申請していただき、給付処理をすることとなります。また、4月より臨時福祉給付金システムの開発も予定しており、時間的にもタイトであり、確実な給付のためにも個人情報の目的外利用は必要です。

(武田委員) 申請期間を過ぎた場合にも申請は可能ですか。また、今回以降も毎年臨時福祉給付金の支給は予定されていますか。

(長岡課長) 平成26年度内であれば、やむを得ない理由により市長が特別に認めた場合には申請が可能になるのではと考えています。また、今後も今回のような給付を行うという話は聞いていません。

(芝池会長) 給付対象者についてですが、加算対象者になる各手当の受給者というのは法律上親でしょうか。

(長岡課長) 児童扶養手当については、親です。障害福祉課分については、本人になります。本人が子供である場合、基本的には子供は非課税者でありますので、親が課税されているか否かで給付対象者かどうかが決まります。給付対象者である場合、加算措置もあります。

(伊藤委員) 申請期間が終了した後、各課から提供された個人情報の処理はどうなりますか。

(長岡課長) この度、臨時福祉給付金のシステムを設置する予定でありますので、システムを利用しなくなれば、情報を台帳リスト等に打ち出し、そのリストの保存年限が経過したときに破棄します。システムについては、利用しなくなった時点で破棄することになると考えています。

(芝池会長) わかりました。それでは、後はこちらで議論させていただきます。ありがとうございました。臨時福祉給付金のシステムの開発については、業者に依頼するのですか。

(田中課長) はい、業者が開発に入ると思います。4月にはシステムの構築に取り掛かると聞いております。

(大月委員) データの保管について、給付終了後に給付対象者のデータは一定の期間保存

しておく必要がありますが、給付対象外の方のデータは保存しておく必要はありません。しかし、給付対象外のデータをすぐに完全に削除するのは現実的には難しいです。この問題は今後のシステムの課題ですね。給付対象外のデータを削除した台帳リスト等に打ち出し、システムは破棄することになりますかね。

臨時福祉給付金の支給担当課が加算措置の対象者のリストを事前に保有しておくことは、支給業務を円滑にするには必要でしょうね。

(芝池会長) 加算部分の個人情報の目的外利用については、加算措置の対象者漏れを防ぐには必要であり、やむを得ないでしょう。それでは、目的外利用については、公益上の必要性があると認められるという内容の答申案を作成し、次回審査会において検討しましょう。

閉会